



# 鳥取県公報

平成 18 年 10 月 27 日(金)  
第 7 8 3 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (786) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2
	土地改良区の役員の退任 (787) (中部総合事務所農林局) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の指定 (788) (福祉保健課) . . . . . 2
	土地改良事業の認可 (789) (耕地課) . . . . . 3
	土地収用法による事業の認定 (790) (管理課) . . . . . 3
◇ 公 告	土地収用法による収用の裁決手続の開始 (管理課) . . . . . 5
◇ 調達公告	公募型指名競争入札の実施 (空港港湾課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第 786 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 27 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 和	倉吉市福庭町一丁目 365-2	ホーム雛	倉吉市宮川町 159-63	共同生活介護 共同生活援助	平成 18 年 10 月 1 日

## 鳥取県告示第 787 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり大誠土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 27 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所  
理 事 生 原 恭 二 東伯郡北栄町六尾 407  
平成 18 年 10 月 16 日退任

## 鳥取県告示第 788 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 赤碕福祉会	東伯郡琴浦町 大字赤碕 1061-3	グループホーム きらり	東伯郡琴浦町大 字赤碕 2540-5	認知症対応型 共同生活介護	平成 18 年 7 月 1 日

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社濱本商会	倉吉市魚町 2560	有限会社濱本商会	倉吉市魚町 2560	介護予防福祉用具貸与	平成 18 年 4 月 1 日

## 3 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
有限会社濱本商会	倉吉市魚町 2560	有限会社濱本商会	倉吉市魚町 2560	平成 18 年 4 月 1 日

## 4 地域包括支援センター

名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在地	指定年月日
智頭町	八頭郡智頭町大字智頭 2072-1	智頭町地域包括支援センター	八頭郡智頭町大字智頭 1875	平成 18 年 9 月 1 日

## 5 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
有限会社濱本商会	倉吉市魚町 2560	有限会社濱本商会	倉吉市魚町 2560	平成 18 年 4 月 1 日

## 鳥取県告示第 789 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 3 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定に基づき、境港市渡町 929-1 渡辺泰良ほか 49 人の者が共同して行う土地改良事業（非補助土地改良事業下大沢地区区画整理）を平成 18 年 10 月 20 日認可したので、同条第 95 条第 4 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県告示第 790 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 起業者の名称

鳥取市

2 事業の種類

倭文西地区墓地整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 鳥取市倭文字藪ノ元地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

倭文西地区墓地整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第 3 条第 32 号に掲げる地方公共団体が設置する墓地に該当するため、法第 20 条第 1 号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

本件事業の起業者である鳥取市は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第 20 条第 2 号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

本件事業は、倭文西地区内（以下「本件地区」という。）に位置する土地（以下「本件土地」という。）に墓地施設を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、法第 20 条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、住民の利便性の向上を図るための休憩施設、水汲み場及び駐車場を備えた墓地を整備するものであり、それにより高齢者でも徒歩や自動車ですみやかに墓参りが可能となることを見込まれる。

また、既存墓地は、中国横断自動車道姫路鳥取線（以下「姫鳥線」という。）の事業用地内に位置しており移転が必要となっている。姫鳥線の完成は、県東部地域の産業や経済・生活・文化等地域の発展を支えるネットワークとして、また本件地区を含む地域住民にとって生活・文化の向上、地域の発展にも繋がる重要な事業であり、本件事業による既存墓地の移転の必要性が認められる。

イ 本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成 10 年鳥取県条例第 24 号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益は、軽微なものになると考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で必要とされる最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、民家から離れていること、事業に必要な面積が確保できること、事業費が経済的であること等を条件に 3 つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

本件事業は、墓地を整備することにより住民の利便性の向上を図ることができること、また、既存墓地の移転を必要とする姫鳥線が完成すると、本件地区を含む地域住民にとって生活・文化の向上、地域の発展にも繋がることから、早急に整備すべき事業であり、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1) から (4) までの判断から、本件事業は法第 20 条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第 26 条の 2 の規定による図面の縦覧場所

鳥取市尚徳町 116

鳥取市役所都市建設課

# 公 告

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 27 日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一般国道 9 号改築工事（東伯・中山道路・鳥取県東伯郡琴浦町大字上伊勢字東松山内から同県西伯郡大山町八重字萱尾ノ峰地内まで）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日  
平成 18 年 10 月 19 日
- 4 収用の裁決手続を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
東伯郡 琴浦町 大字赤碕字地蔵面頭	1822-1	雑種地	宅地	0.48	153.36	53.63	前田二千三	東伯郡 琴浦町 大字赤碕1823-8	米子信用金庫  株式会社 鳥取銀行	米子市 東福原二丁目5-1  鳥取市 永楽温泉町171
東伯郡 琴浦町 大字赤碕字地蔵面頭	1822-1	雑種地	道路	0.48	153.36	99.73	前田二千三	東伯郡 琴浦町 大字赤碕1823-8	米子信用金庫  株式会社 鳥取銀行	米子市 東福原二丁目5-1  鳥取市 永楽温泉町171

東伯郡 琴浦町 大字赤 碕字地 蔵面頭	1823- 3	雑種地	宅地	1175	1370.79	53.69	前田二千 三	東伯郡 琴浦町 大字赤 碕1823 - 8	米子信用 金庫  株式会社 鳥取銀行	米子市 東福原 二丁目 5-1  鳥取市 永楽温 泉町 171
東伯郡 琴浦町 大字赤 碕字地 蔵面頭	1823- 3	雑種地	畑	1175	1370.79	725.72	前田二千 三	東伯郡 琴浦町 大字赤 碕1823 - 8	米子信用 金庫  株式会社 鳥取銀行	米子市 東福原 二丁目 5-1  鳥取市 永楽温 泉町 171

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

鳥取空港除雪業務

#### (2) 業務の内容

本件業務は、鳥取空港の滑走路、誘導路、駐車場等の除雪作業を行うものであり、原則として、県の保有する除雪機械を使用して行う機械除雪並びに受託者所属の人員及び器具を使用して行う人力除雪により行うものとする。ただし、必要に応じ、借上げ機械（受託者が自ら保有し、又はリース契約（リース期間が2の(3)の競争入札参加資格の有効期間の末日以降に及ぶもので、中途に解約することが禁止されているものに限る。）により使用する除雪機械をいう。）を使用して除雪を行う場合もある。

#### (3) 履行期間

平成 18 年 11 月から平成 19 年 3 月 31 日まで

#### (4) 履行場所

鳥取市湖山町西四丁目 110-5（鳥取空港内）

### 2 応募書類等の提出ができる者

応募書類及び入札参加資格確認書類（以下「応募書類等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (3) 平成 18 年鳥取県告示第 505 号(除雪業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく競争入札参加資格を有する者であること。
  - (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
  - (5) 平成 13 年度以降に国又は地方公共団体が発注した除雪業務を履行した実績を有する者であること。
  - (6) 本件業務の履行期間中、次に掲げる職員を確保できる者であること。
    - ア 機械により除雪を行う大型免許を有する運転手 14 名以上及び大型特殊免許を有する運転手 2 名以上並びに人力により除雪を行う作業員 5 名以上。ただし、機械により除雪を行う運転手のうち 8 名は、発注者の要請後 1 時間以内に機械による除雪に係る初動の体制をとることができるものであること。
    - イ 平成 13 年度以降に国又は地方公共団体が発注した除雪業務の実務の指導又は指揮の実績がある常駐できる除雪指導員
  - (7) 平成 18 年 10 月 27 日(金)から同年 11 月 9 日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号)第 3 条の規定による指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。
- 3 応募書類等の作成及び提出
- (1) 応募書類等作成要領の交付

応募書類等作成要領は、次により交付するものとする。

    - ア 交付期間及び時間  
平成 18 年 10 月 27 日(金)から同年 11 月 9 日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで
    - イ 交付場所  
鳥取市湖山町西四丁目 110-5 鳥取県鳥取空港管理事務所管理係
  - (2) 応募書類等の提出

本件入札に参加を希望する者は、応募書類等作成要領に基づき作成した応募書類等を次により提出するものとする。

    - ア 提出期間及び時間  
(1)のアに同じ。
    - イ 提出場所  
(1)のイに同じ。
    - ウ 提出方法  
持参すること。
  - (3) 応募書類等の審査

提出された応募書類等を審査し、2 に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。
- 4 その他
- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県鳥取空港管理事務所管理係(電話番号 0857-28-1150)とする。
  - (2) 応募書類等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。
  - (3) 応募書類等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
  - (4) 応募書類等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、応募書類等の提出があっても指名されるとは限らない。
  - (5) 応募書類等その他提出された書類は、返却しない。
  - (6) 業務内容に関する説明会は、行わない。
  - (7) 提出された応募書類等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。